

執筆者:

[E-mail](mailto:shikawa@nishimura-asahi.com) [石川 智也](mailto:shikawa@nishimura-asahi.com)

[E-mail](mailto:kohai@nishimura-asahi.com) [河合 優子](mailto:kohai@nishimura-asahi.com)

[E-mail](mailto:shimizu@nishimura-asahi.com) [榊 遥佳](mailto:shimizu@nishimura-asahi.com)

一般社団法人日本 DPO 協会が、プライバシー保護の専門家育成のための資格認定制度を創設した。同協会の提供する認定資格のうち「プライバシーホワイト 日本 DPO 協会認定データ保護実務者(民間分野)」の試験は 2022 年 12 月に開始される予定である。このたび、西村あさひ法律事務所は、その資格を取得するための講義等を提供する一般社団法人日本 DPO 協会の認定教育事業者となった。試験は、日本の個人情報保護法やマイナンバー法、欧州連合(EU)の一般データ保護規則(GDPR)、中国の個人情報保護法等、国内外のデータ保護法制の基礎を幅広くカバーする内容となっており、日本におけるデータ保護を専門とする人材の育成が目指されている。

同制度が創設された経緯に重ね、近時の DPO に関する議論を概観する。

## 1. 欧州の DPO 制度の概要

DPO とは、データ保護オフィサー(Data Protection Officer。日本では、データ保護責任者と呼ばれることも多い)の略称であり、GDPR における重要な概念であるアカウントビリティ(説明責任)の中心的機能と、GDPR の遵守を容易にする機能を果たす他、関係するステークホルダー(監督機関、データ主体及び組織内の各部門)の仲介者としての役割を果たすことが期待されている。GDPR においては、一定の場合に DPO を指名することが事業者者に義務づけられており(GDPR 37 条 1 項)、DPO は、データ保護の法律及び実務に関する専門的知識並びにデータ保護責任者としての職責を果たす能力を有する者として、業務の遂行に関与していかなる指図も受けることなく独立して業務を遂行することとされている。

EU では、GDPR の施行から 4 年以上が経過して DPO の制度が実務に根付いており、DPO の選任義務があるにもかかわらず選任しない場合や、DPO としての資格要件又は地位の独立性に問題がある場合には、当局による執行があり得るフェーズに入っている。2022 年 9 月 14 日には、EU 加盟国のデータ保護監督機関の集まりである欧州データ保護評議会(EDPB)において、EU 加盟国のデータ保護監督機関が協力して執行に取り組むトピックとして、DPO の選任と地位に関する問題が取り上げられ、今後数か月でその取組みの詳細が定まるようである<sup>1</sup>。DPO は選任時に管轄当局に届け出ることが必要である(GDPR 37 条 7 項)ため、届出をしていないことにより、不選任は容易に明らかになってしまう(或いは、選任していても届け出なければ、届出義務違反となる)。特に、ドイツにおいては、ドイツ連邦データ保護法(BDSG)の下で、個人データの自動処理に携わる従業員を 20 名以上継続的に雇用していると DPO を選任しなければならない(BDSG 38 条 1 項)ため、ドイツの子会社を傘下に抱える日系企業においては注意が必要である。

また、DPO に関する制裁事例も複数現れている。直近のものを 1 つ紹介すると、2022 年 9 月 20 日には、ドイツ・ベルリンの E コマース事業グループの子会社が、DPO の利益相反を理由としてベルリンのデータ保護当局により 525,000 ユーロの制裁金を課されている<sup>2</sup>。この事案では、DPO が当該グループ会社内の別法人(制裁金の対象となった会社のために個人データの処理を行う法人)にマネージング・ディレクターとして携わっていたことが、DPO の独立性を要求する GDPR 38 条 6 項に違反すると判断されている。DPO が独立して適切な機能を果たすことが強く求められていることが現れた事例として注目すべきものといえる。

GDPR の遵守はもはや企業活動において無視することのできない課題であるが、そのなかで DPO に期待される役割はますます

<sup>1</sup> [https://edpb.europa.eu/news/news/2022/edpb-adopts-statement-european-police-cooperation-code-picks-topic-next-coordinated\\_en](https://edpb.europa.eu/news/news/2022/edpb-adopts-statement-european-police-cooperation-code-picks-topic-next-coordinated_en)

<sup>2</sup> [https://www.datenschutz-berlin.de/fileadmin/user\\_upload/pdf/pressemitteilungen/2022/20220920-BlnBDI-PM-Bussgeld-DSB.pdf](https://www.datenschutz-berlin.de/fileadmin/user_upload/pdf/pressemitteilungen/2022/20220920-BlnBDI-PM-Bussgeld-DSB.pdf) (ドイツ語)

す重要になることが予想される。

## 2. 日本における DPO に係る議論

日本においては、GDPR の適用を受ける企業が DPO を指名する例があるものの、日本法上は、GDPR のように法制度として DPO の指名を義務づけ、又は推奨する仕組みは現時点では存在していない。しかしながら、技術革新や DX が急速に進む現代において、IoT やビックデータ、AI 等の活用と個人情報の保護につき適切なバランスを確保することは多くの企業にとって急務であり、そのような要請から、任意にデータ保護責任者を指名し、運用を行う企業は複数存在している。

DPO は、GDPR の下ではデータ保護の法律及び実務に関する専門的知識を有している必要があるところ、任意設置にとどまる日本においてはそのような人材が多いとはいえず、人材の育成・確保は大きな課題である。設置が義務であるかを問わず、企業内の担当者がデータ保護に関する正確な知識を幅広く獲得し、意識を高めること自体が、日本のデータ保護水準を底上げし国際競争力を向上させ、ひいては豊かで公正なデジタル社会の実現につながるものであって、この度創設された認定資格制度もこのような趣旨に沿うものと考えられる。

## 3. 日本 DPO 協会の認定教育事業者として

西村あさひ法律事務所は、2022 年 11 月、一般社団法人日本 DPO 協会の認定教育事業者となった。まずは、同協会の認定資格のうち「プライバシーホワイト 日本 DPO 協会認定データ保護実務者(民間分野)」の資格を取得するに当たり必要となる講義等を今後順次提供する予定である。法律実務に携わる者として、今後も、日本企業のデータ保護と利活用の促進に貢献したい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) より手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 